

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月20日
【会社名】	タメニー株式会社
【英訳名】	Tameny Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗沢 研丞
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号
【電話番号】	03-5759-2700
【事務連絡者氏名】	管理部長 卜藏 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号
【電話番号】	03-5759-2700
【事務連絡者氏名】	管理部長 卜藏 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の完全子会社であるタメニーアートワークス株式会社（以下「TAW」といいます。）に対する債権の一部を放棄することとし、また、これにより当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号に関する事項

(1) 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称	タメニーアートワークス株式会社
住所	東京都品川区大崎一丁目20番3号
代表者の氏名	代表取締役 福井 秀幸
資本金の額	1,000万円

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は、2023年2月20日の取締役会の決議において、2023年3月30日にTAWに対して有する債権の一部を放棄（以下「本件債権放棄」といいます。）することといたしました。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

関係会社長期貸付金 約650百万円

(4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

当社は、本件債権放棄により、以下のとおり、2023年3月期の個別決算において特別損失を計上する予定です。なお、連結決算で消去されるため、連結損益に与える影響はありません。

2．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に関する事項

(1) 当該事象の発生日

2023年2月20日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、本件債権放棄により、2023年3月期の個別決算において、債権放棄損として特別損失を計上する見込みです。なお、連結決算で消去されるため、連結損益に与える影響はありません。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

特別損失

債権放棄損 約650百万円

以 上